

# 農業経営体における 農業法人設立時の手続きのポイント

松田綜合法律事務所 弁護士

菅原 清暁

農業経営の発展を図る方法の一つとして、農業法人の設立を考えられている方々も多くなっているようです。

そこで、農業法人を設立するためには、どのような準備が必要で、何に気を付けなければいけないのか、手続きの流れに沿ってポイントをご紹介します。

## 1 事前準備

### (1) どんな法人にするのか決めましょう (法人の形態)

農業法人には、「会社法人」と「農事組合法人」の2つの形態があります。そこです、どちらの法人形態にするのか決めなければいけません。

両者には、さまざまな違いがありますが、例えば、会社法人の1つである株式会社であれば、行える事業の範囲に制限はなく、また、構成員(出資者)が1人でも設立

することができます。このため、将来、6次化などによる事業の拡大を考えている場合や、設立に当たり3人以上の協力者を集めることができない場合は、株式会社形態で設立することになります。

農事組合法人は、事業の範囲が農業経営等に限られる他、構成員は3人以上必要で、組合員以外の常時従事者が常時従事者総数の3分の2以下でなければならぬなどの要件があります。しかし、事業税については一定の要件を満たせば、非課税になります。

この2つの設立手順は基本的にはほぼ同じですが、異なるのは、農事組合法人は、公証人による定款認証が不要である点と、知事への届け出が必要となる点です。

### (2) 発起人を決めましょう

発起人とは、法人を設立するときの構成員です。株式会社であれば、最初の株主になる出資者が1人でも問題ありませんが、農事組合法人では3人以上を集める必要があります。発起人が決まったら、発起人会を開催し、発起人全員で、法人の根本規則である「定款」に記載する事項などを検討します。

なお、株式会社として、農業法人を設立する場合は、出資について留意が必要です。個人の場合は、個人の金融資産と固定資産が中心になるため、もめることはありません。しかし、仲間同士で法人を設立する場合は、経営がうまく軌道に乗らなかつたり、考えが合わなくなつたりしたときのことでも想定して、各出資者の出資割合を慎重に検討する必要があります。法

人を設立する段階から、成功した場合とそうでない場合の対応について事前によく話し合っておくことは非常に重要です。

### (3) 定款の内容を決めましょう

発起人全員で検討し、定款を作成します。定款を検討・作成する際は、日本公証人連合会や農林水産省のホームページなどを参照してみてください。定款例が紹介されていますので、これをたたき台として検討することが有用です。ただし、定款は、法人の根本規則ですので間違いは許されません。定款が後々の事業拡大(6次化など)に影響を及ぼすこともあるので、十分時間を掛けて作成すべきでしょう。

日本公証人連合会

<http://www.koshonin.gr.jp/format/>

農林水産省

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k\\_sido/kumiai/](https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/kumiai/)

### (4) 法人の商号を決めましょう

法人の名前は、法人を対外的にアピールする上で非常に重要です。イメージがよく、業務内容が分かりやすい名前を付けるのがよいでしょう。

ただし、似たような商号には注意が必要です。他人が商標登録をしているような商号は使用できませんし、不正競争防止法という法律によって規制を受ける可能性もあります。事前に、同じ商号が使用されていないか、法務局において調査しておくといでしょう。

商号が決まったら、設立登記の申請に間に合うように社印を発注しておきましょう。

## 2 定款の認証

商号が決まり、定款を作成したら、発起人全員が署名をし、さら

に、公証役場(法人の所在地と同一の都道府県内の公証役場)で、公証人の認証を受けます。

この手続きは、株式会社の場合には必要ですが、農事組合法人の場合は必要ありません。

## 3 出資の履行

株式会社の場合は、出資金(資本金)を金融機関に払い込みます。農事組合法人の場合は、理事へ払い込むことになります。出資はお金だけでなく、農機や農地などのモノでも行うことができます。

## 4 設立の登記

設立登記以外の設立手続きが終了した後は、本店所在地において設立登記を申請します。登記の方法については、法務局の対応窓口にご相談してみてください。

なお、法人設立には、設立の登記にかかる登録免許税のほか、印紙代、定款の認証代などさまざまな費用が掛かります。また、設立手続きを司法書士に依頼する場合には、さらにその手数料が必要になるため留意が必要です。

## 5 その他

### (1) 各都道府県知事への届け出

農事組合法人の場合は、設立登記完了後2週間以内に、知事に「農事組合法人設立届」を提出する必要があります。

この手続きは、会社法人の場合には必要ありません。

### (2) 諸官庁への届け出

法人が正式に設立されたら、2カ月以内に、法人に関する登記簿謄本を申請し、必要な書類とともに、税務署や市町村、労働基準監督署などへ提出します。また、農業委員会にも正式に成立した旨を届け出ます。

## ● 株式会社と農事組合法人の違い

|              | 株式会社              | 農事組合法人          |
|--------------|-------------------|-----------------|
| 事業の範囲        | 制限なし              | 農業経営のみ          |
| 構成員の必要人数     | 1人から可能            | 3人以上から可能        |
| 発起人の必要人数     | 1人から可能            | 3人以上から可能        |
| 事業税          | 課税あり              | 一定の条件を満たせば非課税   |
| 定款の認証        | 発起人全員の署名 + 公証人の認証 | 発起人全員の署名のみ      |
| 出資の履行先       | 金融機関              | 理事              |
| 各都道府県知事への届け出 | 必要なし              | 農事組合法人設立届を知事へ提出 |